五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で三兆五千三百九十二億五千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で八千三百七億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　三兆五千四百四億三千三百七万八千七百五十円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　八千三百九億七千七百四十五万三千八百円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成三十年六月二十五日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円三銭二厘五毛以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円三銭三厘四毛

十二　償還期限　平成三十年九月二十五日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成三十年六月二十五日

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、並びに中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、製造業に係る経営力向上に関する指針の一部を次のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成三十年七月六日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　**齋**藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

製造業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号

製造業に係る経営力向上に関する指針（平成二十八年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第2　経営力向上の実施方法に関する事項	第2　経営力向上の実施方法に関する事項
1　［略］	1　［略］
2　要件	2　経営指標
支援に当たっての判断基準は、次のイ又はロに掲げる区分に応じてそれぞれイ又はロに定めるものとする。	支援に当たっての判断基準は、次に掲げる指標のうちいずれかとする。
地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。	地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。
イ　現に有する経営資源を利用する場合 次に掲げるいずれかの指標とする。	イ　労働生産性 労働生産性について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が二%以上のものを求める。計画期間が三年間の場合には一%以上の目標を、四年間の場合は一・五%以上の目標を求める。
(1)　労働生産性 労働生産性について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が二%以上のものを求める。計画期間が三年間の場合には一%以上の目標を、四年間の場合は一・五%以上の目標を求める。 注）労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数に一人当たり年間就業時間を乗じたもの）で除したものとする。	注）労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数に一人当たり年間就業時間を乗じたもの）で除したものとする。
(2)　売上高経常利益率 売上高経常利益率について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が五%以上のものを求める。計画期間が三年間の場合には三%以上の目標を、四年間の場合は四%以上の目標を求める。	ロ　売上高経常利益率 売上高経常利益率について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が五%以上のものを求める。計画期間が三年間の場合には三%以上の目標を、四年間の場合は四%以上の目標を求める。 注）経常利益の算出に当たっては、営業利益から、資金調達に係る営業外の費用（支払利息、新株発行